

四日市市営宮妻峽ヒュッテの設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和5年12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第38号

四日市市営宮妻峽ヒュッテの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

四日市市営宮妻峽ヒュッテの設置及び管理に関する条例（昭和53年四日市市条例第11号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（シティプロモーション部観光交流課）